

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 東武動物公園停車場線

三 道路の区域

<p>旧新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一六二七 番地先から同郡同町杉戸二丁目一九 二六番地先まで</p>	<p>北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一六二七 番地先から同郡同町杉戸二丁目一八 八三番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇 三五・〇〇〇</p>	<p>八・三〇〇 九・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六〇・〇〇〇</p>	<p>四九六・〇〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>令和六年六月二十八日付けで旧Aは、 杉戸町に引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>